

共済事業（提携保険事業）と事業資金について

- 公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「日教弘」という）は、教職員の福祉向上のため、教職員のために開発され、教職員だけが加入できる教弘保険を主軸とした共済事業（提携保険事業）をジブラルタ生命保険株式会社（前協栄生命保険株式会社）と提携して、助け合いの輪を広げてまいりました。
- 現在、日教弘の会員数は60万人に及びます。そのうち約53万人の方々に教弘保険へご加入いただいております。会員並びに教弘保険ご加入の皆様には、公益財団法人の教育振興事業の推進・拡大にご理解を賜り、組織を支えていただいております。
- 教弘保険は、日教弘というスケールメリットを活かしたジブラルタ生命保険株式会社の集団契約特約付勤労保険として、日教弘理事長が契約者となり、加入者の教職員の皆様が被保険者とする保険です。

このため、加入者の教職員は、集団契約特約を付加することにより低廉な保険料で大きな保障を得ることができ、日教弘はジブラルタ生命保険株式会社の教弘保険約款に基づき、契約者である日教弘理事長に支払われる教弘保険の契約者配当金（事業資金）により次の教育振興事業等を行っております。

- 奨学事業
 - 教育研究助成事業
 - 教育文化事業
 - 福祉事業
 - 共済事業（提携保険事業）
- （教育振興事業）
- 詳細はホームページをご覧ください。

《加入申込書抜粋》

私は貴会の趣旨（目的と事業）に賛同し、会員制度運営規程、共済事業（提携保険事業）規程・共済事業（提携保険事業）規程運営細則並びに教弘保険に関する重要事項説明を了承のうえ、会員として下記のとおり加入を申し込みます。なお、貴会事業の運営に必要な私の個人情報をごが貴会が教弘保険引受会社（ジブラルタ生命保険株式会社）と共同利用することを了承いたします。

《教弘保険に関する重要事項説明書》

当加入申込書には共済事業（提携保険事業）規程及び同運営細則を記載しております。この中には、生命保険約款に付加している事項がございますのでお知らせいたします。

- ・共済事業（提携保険事業）規程第4条3号では、会員として都道府県支部より別途定めた特典を受けることが出来ることを規定しています。
- ・共済事業（提携保険事業）規程第9条では契約者配当金の取り扱いについて記載しています。保険会社の決算実績により配当金がある場合には、当会の事業資金として下記事業の財源に充当させていただきます。
 1. 将来社会に貢献し得る有為の人材を育成するため、優秀な学生・生徒に対する奨学事業
 2. 教育一般の特に有益な研究に対する助成事業
 3. 教育・文化の振興に関する事業
 4. 教職員の皆様の潤いのある生活を目指した各種福祉事業

※これら事業を通じ、教育の振興、教職員及びご家族の福祉向上に寄与させていただいております。

詳しくは、日教弘ホームページ (<http://www.nikyoko.or.jp>)をご覧ください。

《共済事業（提携保険事業）規程》

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「当会」という。）会員制度運営規程に基づく会員（以下「会員」という。）の生活安定と福利増進を図るとともに、定款第5条第1項第5号に基づき、教育関係者の福祉向上及び社会教育文化の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第2条 当会は、前条の目的を達成するため、生命保険会社との提携保険事業により、会員の死亡時などに適切な保障を提供する生命保険会社の保険商品を利用した共済制度（以下「本制度」という。）を実施する。

（加入者）

第3条 会員は、この規程及びこれに基づく細則を承認することにより、本制度に加入申込を行うことができる。

2 本制度の加入者（以下「加入者」という。）とは、本制度に加入申込を行い、登録された者をいう。

（加入者の権利及び義務）

第4条 加入者は、次の権利を有し義務を負う。

- (1) 加入している生命保険の約款に定められた保険金等を受ける権利
- (2) 本制度を脱退する権利
- (3) 都道府県支部が別に定めた特典を受ける権利
- (4) この規程で定める生命保険料（会費）を納入する義務

第2章 本制度の加入・脱退

（加入手続き・資格）

第5条 会員が本制度に加入する場合は、別に定める加入申込書に必要事項を記入し、当会に提出しなければならない。ただし、年齢が60歳以下でかつ正常に就業している者に限る。

（生命保険料〔会費〕の納入）

第6条 加入者は、所定の生命保険料（会費）を加入した月から納入しなければならない。

（脱退）

第7条 加入者は、当会の会員制度運営規程第7条により、会員資格を失った場合、脱退となるものとする。

第3章 本制度の運営

（提携保険事業の概要）

第8条 本制度は、ジブラルタ生命保険株式会社（以下「会社」という。）との集団扱契約、団体扱契約により実施する。集団扱契約については、契約者を当会の理事長、被保険者を当会の会員とする生命保険契約（以下「教弘保険」という。）にて運営する。

（配当金）

第9条 教弘保険契約の約款に基づき、契約者である当会の理事長に支払われる契約者配当金は、当会の事業資金として当会の目的とする教育振興事業（奨学事業、教育研究助成事業及び教育文化事業）、福祉事業及び法人運営費の財源に充てる。ただし、この財源は、教育振興事業に60%、福祉事業に20%、法人運営費に20%を充てる。

(教弘付属保険等)

第10条 当会は、第8条に定める教弘保険のほか、保障の補完及び会員の保障ニーズに幅広く応えることを目的として、会社と協定して、会員又はその家族を対象とした団体保険若しくは個人保険の団体取扱いを締結することができる。

(事務の委任)

第11条 この規程に基づく事務の一部を別に定めるところにより、当会の支部に委任する。

第4章 雑則

(規程の改廃等)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

2 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 昭和30年8月18日 制定施行

2 平成24年4月1日 改正施行

3 平成27年4月1日 改正施行

《 共済事業（提携保険事業）規程運営細則 》

第1条 この細則は、公益財団法人日本教育公務員弘済会（以下「当会」という。）共済事業（提携保険事業）（以下「共済事業」という。）規程（以下「規程」という。）第12条に基づき共済事業の実施運営に関し必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条 規程第3条に定める登録は、規程第8条によってジブラルタ生命保険株式会社（以下「会社」という。）と締結する教弘保険の契約申込を会社が承諾したときに行う。

第3条 共済制度（以下「本制度」という。）に加入する者は、次の事項を記載した加入申込書を当会に提出しなければならない。

- (1) 住所、氏名、性別及び生年月日
- (2) 勤務先及び職名
- (3) 加入する教弘保険の種類及び加入保障額
- (4) 生命保険料（会費）の額、納入方法及び給与控除依頼
- (5) その他必要事項

2 前項申込書には、教弘保険をはじめとする生命保険契約の加入に関する申込書を添えなければならない。

第4条 加入の申込及び生命保険料（会費）の納入は、すべて当会の支部を経由するものとする。

第5条 教弘保険の種類、給付請求事由、保険金等の額、生命保険料（会費）、加入限度及び加入条件は、規程第8条に基づく教弘保険をはじめとする生命保険契約の約款及びこれに基づき会社と締結した協定書による。

第6条 規程第10条によって取り扱う生命保険の種類及び取扱の細目は、理事会で定める。

第7条 規程第11条に基づき、支部に委任する事務は、次のとおりとする。

- (1) 加入申込書の受理と登録に関すること
- (2) 会員を被保険者とする教弘保険の申込に関すること
- (3) 生命保険料（会費）の収納と保険料の払込に関すること

- (4) 会員証の交付に関する事
- (5) その他理事会で定めた事務

第8条 この細則に定めるもののほか必要な事項は、当会の理事長が理事会に諮って定める。

附 則

- 1 昭和54年5月29日 制定施行
- 2 平成24年4月1日 改正施行
- 3 平成27年4月1日 改正施行